## NPDI第8回外相会合 NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出の作業文書 「脱退」(概要)

## 背景となる考え方

- ➤ NPT第10条は、条約の対象事項に関する異常 事態が自国の至高の利益を危うくすると認める 場合に脱退する権利を有する旨規定。
- ➤ 脱退規定は、NPTが国際の平和と安全の維持 及び締約国の安全保障を目的としていることと 切り離して考えるべきではない。
- 戸締約国の脱退を防止するとともに、締約国として とどまることを慫慂する包括的なアプローチをと ることが重要。
- ▶ 脱退はウィーン条約法条約に沿った権利であるが、残された締約国の安全に深刻な影響を与える可能性あり。
- > NPTからの脱退は国際安全保障に関連する異常な事態を構成。国連安保理の役割が重要。安保理は、脱退が国際の平和と安全に対する脅威を構成するか認定する。

## 取るべきアクション

- ▶ 脱退の権利行使は以下の原則に基づくべき
- 脱退は異常な事態に直面した場合に限る。脱退通知においては、脱退国の至高の利益を 危うくするという異常な事態の内容についても 記述。
- 脱退国は、脱退前の違反について引き続き責任を負う。
- 寄託国及び他の締約国は脱退を宣言した国に脱退を再考するよう、協議等外交的な努力を行う。地域レベルのイニシアティブを促し、支援する。
- ・ 脱退前にNPT第4条に基づき取得した核物質,機材及び技術は、引き続きIAEA保障措置の下に置く。